

嘉手納町認可保育所設置・運営事業者募集要項

令和4年7月

嘉手納町 子ども家庭課

1. 募集の趣旨

嘉手納町では、多様化する保育ニーズへの対応及び待機児童の解消を図るため、認可保育所を開設できる法人を募集します。

2. 募集の概要

- (1) 種 別 児童福祉法第 35 条第 4 項の規定に基づき設置される認可保育所
- (2) 規 模 定員数 原則として 70 人 1 施設
- (3) 受入児童 0 歳児から 5 歳児まで受け入れるとともに、最終的な定員構成については本町との調整の上決定すること
- (4) 募集地域 嘉手納町内全域
- (5) 用 地 応募者が確保すること（借地可）
- (6) 施 設 応募者が設置
令和 4 年度又は令和 5 年度における国及び沖縄県の施設整備補助金に採択されることを条件として、町が施設整備補助金を交付する。ただし、本募集により設置運営事業者として選考されたことをもって、補助金の交付や沖縄県の認可が得られることを確約するものではありません。
- (7) 連携施設 小規模保育施設から連携施設の求めがあった場合には、これに応じること
- (8) 開設時期 令和 6 年 4 月 1 日

3. 応募資格等

- (1) 社会福祉法人（設立予定の場合含む※）又はその他の法人（学校法人※ 2、NPO 法人、日本赤十字社、公益社団（財団）法人、一般社団（財団）法人、株式会社等）で、令和 4 年 7 月 1 日現在で下記のいずれかの条件を満たす法人
 - ア 認可保育所又は認定こども園を 1 年以上運営していること
 - イ 地域型保育事業（家庭的保育事業及び居宅訪問型保育事業除く）を 2 年以上運営していること。
 - ウ 認可外保育所を 2 年以上運営し、「認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書」を有していること。

※ 社会福祉法人設立予定者は、「（仮称）社会福祉法人〇〇会〇〇保育園」等と記載し、選定された場合は、速やかに法人設立認可を受けること。また、指定された期日までに法人設立できない場合は、選定結果を取り消すものとする。
- (2) 社会福祉法、児童福祉法、国の通達、本町の条例及び規則等を熟知し、保育事業に熱意と理解を持ち、保育の質の向上を常に視野に入れながら、保育所の運営を適切に行う能力を有すること。また、本町の保育行政を十分理解し、積極的に協力できるものであること。
- (3) 資金計画及び事業計画が確実であること。
- (4) 法人及び法人が現に運営している施設（系列法人含む）について、所管庁等による直近の監査・実地指導等において、重大な文書指摘を受けていないこと。
- (5) 法人の代表者又は役員（それぞれ就任予定者を含む）が次の各号のいずれにも該当する者でな

いこと。

- ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - イ 暴力団員（法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - ウ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している者
 - エ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与している者
 - オ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - カ 上記アからオまでのいずれかに該当する者であることを知りながら、これを不当に利用するなどしている者
 - キ 上記アからオに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人
- (6) 保育所用地の確保が確実に見込まれること。用地が借地である場合は、「不動産の貸与を受けて保育所を設置する場合の要件緩和について」（平成26年12月12日付け雇児発1212第7号・社授発1212第8号改正）による条件を満たすこと。
- (7) 保育所設置及び運営が円滑に進むよう、近隣住民に対して説明を行い、一定の同意を得ること。
- (8) 一時預かり事業や延長保育事業等の保育サービスを一体的に提供できること。
- (9) 運営する保育事業以外の事業を含む全体の財務内容が適正であり、次のいずれにも該当しないこと。
- ア 直近3年間の会計年度において、2年以上損失を計上している。
 - イ 直近3年間の会計年度において、いずれかの年度が債務超過になっている。
- (10) 借地に保育所を設置する場合は、安定的な賃借料を支払い得る財源として、当面の支払いに充てるための一年間の賃借料に相当する額を普通預金等により保有していること。
- (11) 社会福祉法人及び学校法人以外の場合、「保育所の設置認可等について（平成12年3月30日児発第295号厚生省児童家庭局通知）第1-3-(3)-①社会福祉法人及び学校法人以外の者による設置認可申請における審査の基準を満たす法人格を有するものであること。
- (12) 事業者が国税、地方税を滞納していないこと。
- (13) 事業者が民事再生法に規定する再生手続き開始又は破産法に規定する破産手続き開始の決定を受けていないこと。
- (14) 開設後、本町にて10年以上継続的に保育を実施することができる事業者であること。
- (15) 建物及び備品等は、当該保育園における保育以外の目的に使用しないこと。

4. 欠格事項

応募者が次の要件に該当する場合は、審査の対象から除外します。

- (1) 当該募集要項に定める応募資格や条件等に反する内容で応募した場合
- (2) 申請者及び申請者の代理人並びにそれ以外の関係者が、事業者の選考に関し、自己に有利な取扱いを求めるために働きかけをするなど、特定の目的をもって、選考委員に直接、間接を問

わず接触した場合

- (3) 申請書類に虚偽の記載があった場合
- (4) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当する者
- (5) その他不正な行為があった場合

5. 保育所設置等に関する条件

- (1) 法人自らが児童福祉法第 35 条第 4 項に規定する児童福祉施設としての保育所を設置し、運営を行うこと。
- (2) 用地は法人が確保するものとし、建物は法人が整備し、令和 6 年 4 月 1 日に確実に開設するよう進めること。
- (3) 建設計画が周辺住民に理解されるよう、建設計画や運営等（保護者の送迎時の安全対策や渋滞対策も含む）について十分に検討し、自治会長に事前に説明を行い、意見を収集し、また、自治会長、近隣住民からの同意書を得ること。
- (4) 建設予定地の開発、造成および施設建築にあたっては、都市計画法、建築基準法等の公的規制について、必要な許認可が確実に得られる見込みであるものとし、本町又は関係機関の所管課などに確認のうえ、実現可能な設置予定保育施設の概要として提出すること。
- (5) 児童福祉法に基づく沖縄県児童福祉施設の設備および運営に関する基準を定める条例（平成 24 年 12 月 26 日条例第 85 号。最終改正平成 28 年 10 月 25 日条例第 50 号以下「基準条例」という。）及び沖縄県児童福祉施設の設備および運営に関する基準を定める条例施行規則以下「基準条例施行規則」という。）、建築基準法、消防法その他関係法令に定められた基準を満たすこと。なお、「嘉手納町特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例」についても定められた基準を満たすこと。
- (6) 障害児等の受け入れが行えるよう十分配慮した施設に努めること。
- (7) 入所児童の保護者による児童送迎用のための十分な駐車場を確保すること。
- (8) 半径 100 メートル以内に風俗営業等に係る店舗の設置及び営業が行われていないこと。

6. 保育所の運営に関する条件

- (1) 施設長は、保育士又は幼稚園教諭の資格を有する者で認可保育所等（認可外保育所、認定こども園、地域型保育事業（家庭的保育事業及び居宅訪問型保育事業除く。））において通算 5 年以上の勤務経験を有するものとする。
- (2) 保育士の配置は、下記の配置基準を満たすこと。

0 歳児	3 人につき保育士 1 人以上
1 歳児	6 人につき保育士 1 人以上
2 歳児	6 人につき保育士 1 人以上
3 歳児	20 人につき保育士 1 人以上
4・5 歳児	30 人につき保育士 1 人以上

- (3) 保育士の配置にあたっては、6 割以上を正職員とすること。
- (4) 障害児保育を実施すると共に、積極的に受入れを行うこと。

- (5) 子育て支援事業や地域活動事業に積極的に取り組むこと。(放課後児童健全育成事業併設の提案も可。ただし、放課後児童健全育成事業部分の施設整備は補助対象外。)
- (6) 給食は、施設内の調理室で調理を行うこと。また、給食におけるアレルギーへの対応は、除去食、代替食などにより該当児童の状況に応じた給食を提供すること。
- (7) 保護者との交流を図り、保護者の意見を保育運営に反映させること。
- (8) 日曜日、祝日、国民の休日、慰霊の日及び年末年始(12月29日から翌年1月3日)以外は、原則開所すること。
- (9) 開園時間は、延長保育事業を含め、原則7時から19時までとし、保育短時間利用児へも対応すること。
- (10) 特定保育事業、夜間保育事業及びトワイライトステイ事業等特殊保育需要に対応したサービスの提供を検討すること。

7. 施設整備に係る補助金

(1) 保育所等整備交付金事業

新設の認可保育所を創設するために必要な費用のうち、補助対象経費の8分の7を補助する。

本町が、厚生労働省又は沖縄県あるいは両者に対して、保育施設整備にかかる補助金の協議を行い、当該事業が採択された場合は、町が保育所新設・運営事業者として選定した事業者へ補助金を交付する。補助基準額に8分の7を乗じて得た額を補助金額の上限とする。

※交付金等の内示があるまで工事着手は認められず、実施設計についても内示前に実施設計の契約がなされた場合は補助対象とならないため、スケジュール設定や契約時期について十分に注意すること。

※補助金交付を受けて施設整備を行う場合は、町の指導に基づいて入札及び契約等を行うこと。

※国や県の交付要綱等の変更により補助率や補助対象経費に変更がある場合があります。

8. 応募手続きについて

(1) 応募及び選定スケジュール予定

①応募申請書類の配付期間	令和4年7月19日(火)～令和4年8月19日(金)
②質問票受付期間	令和4年7月19日(火)～令和4年8月10日(水) ※17時必着
③提出書類の受付期間	令和4年7月19日(火)～令和4年8月19日(金) ※17時必着
④第一次審査(書類審査)	令和4年8月下旬
⑤第二次審査(プレゼンテーション)	令和4年9月中旬
⑥事業者の決定・審査結果の通知	令和4年9月下旬

注意事項

- ① 手続等に係る費用は、事業採択の有無に関わらず全額応募者負担となります。
- ② 募集期間内であれば、申請書等の差替等については可能とします。

(2) 応募書類の受付

①配付期間

令和4年7月19日（火）～令和4年8月19日（金）まで
（ただし、土日祝日を除く9時～17時まで）

②配布場所：嘉手納町子ども家庭課（庁舎1階）

（町ホームページ（以下「HP」という。）からもダウンロードできます。）

③応募に関する質問について

質問期間：令和4年7月19日（火）～令和4年8月5日（金）まで
（ただし、土日祝日を除く9時～17時まで）

質問できる内容

ア 応募書類に関すること

イ その他町長が必要と認めること

所定の質問票にて電子メールで質問を受け付けます。電話又は来訪などの口頭による質問は受け付けません。質問に対する回答は、質問者に電子メールにより回答し、質問者を伏せて後日HPに掲載します。

※審査内容に係る問い合わせの禁止

応募者及びコンサルタント等の関係者から、担当者に対して、選定にあたっての有利な情報を求める等の問い合わせは、公募の公平性を期すため、審査の事前・事後ともに受け付けません。

④提出書類の受付期間

令和4年7月19日（火）～令和4年8月19日（金）まで
（ただし、土日祝日を除く9時～17時まで。事前に電話連絡のうえご来庁ください。）

⑤提出書類

別紙「応募書類一覧」参照

⑥提出部数

10部（正本1部・副本9部）※副本はコピー可

※応募書類はA4サイズのフラットファイルに綴り、書類番号ごとにインデックスを付け、表紙の上段に「令和4年度 認可保育所設置・運営事業者応募書類（正）又は（副）」、下段に「〇〇保育所」、背表紙に「令和4年度 認可保育所設置・運営事業者応募書類（正）又は（副） 〇〇保育所」を表示してください。

※インデックスは、指定された提出書類毎に付けること。また、決算関係書類や監査指摘状況の年度別の資料については年度別のインデックスを付けること。

⑦提出先

嘉手納町役場1階 子ども家庭課保育支援係

⑧提出方法

応募書類の提出は、提出書類の受付期間内に応募者が提出場所へ直接持参することとし、郵送等によるものは受け付けません。

⑨その他

- ア 受付期間中の書類差し替えは可能としますが、受付期間終了後については、原則として、書類差し替え及び追加は行えません。
- イ 提出された応募書類は返却いたしません。
- ウ 事業者の選定等にあって確認が必要とされた場合、追加資料の提出を求めたり、聞き取りを行うことがあります。

9. 選定の方法等

(1) 事業者の選定

検討委員会において、書類審査及びプレゼンテーションを実施し、事業者を選定します。

(2) 選定結果と公表

選定結果は、応募事業者に文書で通知します。電話等による問い合わせには応じません。審査の結果、「該当なし」とする場合があります。選定した事業者についてはHPで公表を行います。

10. 選定の取り扱いについて

- (1) 今回の選定は認可保育所設置・運営事業予定者を決定するものであり、本決定が認可保育所としての認可、補助金の交付等を約束するものではありません。
- (2) 嘉手納町は、選定された事業者について、以下のような場合その決定を取り消すことができるものとします。
 - ①本募集要項に記載された事項について、重大な違背行為があったと認めるとき。
 - ②当初予定をしていた土地等の確保が困難になるなど、計画内容に大幅な変更が生じたとき。
 - ③その他の事情により、適切な保育事業の実施が困難と認めるとき。

11. その他

- (1) 選定された事業者は、本募集要項に記載した諸条件を遵守するほか、施設の整備及び保育所運営に当たっては関係法令を遵守することはもとより、沖縄県、嘉手納町の指導に応じること。
- (2) 選定された事業者は、近隣住民との連携、調整を十分に行うこと。
- (3) 選定された事業者が、施設整備のため補助金を申請する場合は、施設整備補助金の内示前に整備事業に着手することはできないので留意すること。
- (4) 事業計画の変更は原則として認めない。ただし、変更内容について、嘉手納町と協議の上町長が認める場合はその限りではない。
- (5) 事業者選定後、事業の実施を取りやめる場合は、必ず事前に協議の上、速やかに辞退届を提出すること。
- (6) 本事業に係る補助金については、嘉手納町議会の議決により正式決定されるため、町議会が不

承認の場合は、本事業を延期又は中止する場合があります。

(7) 事業者決定後の保育所の設立認可に係る県知事への事前協議は、原則として町子ども家庭課において行うが、施設整備・認可等に係る諸手続きは、決定事業者で行うこと。

注意事項

- ① 本募集により事業採択を受けた場合でも、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）及び子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）等の規定による認可等の申請手続きが別途必要となります。また、認可等の申請時点において、関係する法令等の基準を満たしている必要があります。
- ② 施設整備に係る補助金については、令和 4 年度の整備費に係る補助金を活用することを想定しており、国及び県、本町の予算が成立しない場合には事業化されないため、このことにより事業者が被害を被ったとしても本町において一切その責を負いません。補助事業に応募する事業者は、この点について、予め了承のうえ、申請書を提出してください。

参考資料

公定価格試算ソフト
内閣府ホームページ

<https://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/jigyousya.html#shisansoft>

事務局

嘉手納町子ども家庭課（保育支援係）

〒904-0203

沖縄県中頭郡嘉手納町字嘉手納 588 番地 嘉手納町役場 1 階

TEL：098-956-1111（内線 272）

FAX：098-956-8094

E-mail：hoikushien@town.kadena.okinawa.jp